別添

３月１３日以降の児童生徒等の学校内外におけるマスク着用の考え方

	学校教育活動（学校内）	学校外
3/13	**児童生徒や教職員については、これまでの考え方に沿った対応を継続する。** ○「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する事務連絡等を踏まえつつ、メリハリあるマスクの着用をお願いする。 ・2m以内で会話する時は、屋外、屋内ともマスクの着用をお願いする。 ・屋外では、登下校や運動する時、その他においてもマスクは不要である。 ・教室などで換気が十分にできている時や給食時間で座席を配慮し大声で話さない時、テストなど会話をほとんど行わない時、体育館などで運動する時などはマスクは不要である。 **保護者、地域の方、業者等来校される方々についても、同様に対応する。**	**児童生徒や教職員についても、個人の主体的な選択を尊重し、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする。** ○感染から自身を守る対策としてマスク着用が効果的である。 ○症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者、同居家族に陽性者がいる者は外出を控え、やむを得ず外出する時には人混みを避け、マスクを着用する。 ○感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等必要な対策を講じる。
3/31		
4/ 1	現段階では、「学校の教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされている。留意事項等は改めて通知予定である。	